

市第164号議案関連資料

平成25年度 横浜市一般会計補正予算（第4号）
 総務局関係部分の概要について

補正予算（総務局関係）の内訳

■歳入歳出予算

(単位:千円)

款項目	補正額	補正額の財源				説明
		特定財源			一般財源	
		国県 支出金	市債	その他		
2 款 総務費	△328,183	0	0	△63,733	△264,450	
2 項 総務費	△328,183	0	0	△63,733	△264,450	
1 目 行政運営費	△108,183	0	0	0	△108,183	
職員人件費(総務局職員給与等)	△108,183	0	0	0	△108,183	給与減額措置に伴う減少額を補正
3 目 情報化推進費	△220,000	0	0	△63,733	△156,267	
情報システム運営管理事業費	△210,000	0	0	△63,733	△146,267	委託料等の減に伴う補正
庁内で共有できる情報基盤システム運用事業	△10,000	0	0	0	△10,000	委託料の減に伴う補正

■繰越明許費

款	項	目	事業名	設定額
14 款 消 防 費	1 項 消 防 費	8 目 危 機 管 理 費	地域防災拠点事業	千円 9,000

参 考

・職員人件費減額補正について

横浜市常勤特別職職員及び一般職職員の給料及び手当の臨時特例に関する条例（平成 25 年 6 月 25 日 条例第 52 号）を制定し、職員の給与減額措置を実施しています。

1 一般職職員の給与減額措置

(1) 給料及び期末・勤勉手当

	給料	期末・勤勉手当
区局長、部長、課長	▲ 8.79%	▲ 8.79%
課長補佐、係長、専任職	▲ 6.79%	▲ 6.79%
職員Ⅰ～Ⅲ	▲ 3.79%	▲ 3.79%

(2) 管理職手当

▲ 10%

(3) その他の手当

地域手当等の給料月額に連動する手当（期末・勤勉手当及び退職手当は除く）は、減額後の給料月額により算出することとします。

2 実施期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

・地域防災拠点事業の明許繰越について

○釜利谷中学校（金沢区）における校地利用型防災備蓄庫の整備工事について、応札業者が無く、年度内での工事竣工が困難となり、事業完了予定が 26 年度となるため、繰越明許費を設定します。